

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

令和4年5月

島 根 県

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

新型コロナウイルス感染症対策の推進に当たっては、地方の実情を踏まえ、迅速かつ臨機応変にご対応いただいていることに感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、感染力の強い変異ウイルスのオミクロン株の流行により、全国的にこれまでにない大きな感染拡大となり、島根県内においても、1月以降、連日、多くの新規感染者が確認され、4月に入り、1日当たり過去最高の感染者数となっております。

本県としましては、県民の命と生活をしっかりと守るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法や政府の方針に基づき、国、他の都道府県、市町村や関係機関等と連携しながら、感染症の拡大防止や医療提供体制の確保、ワクチン接種の促進などに全力で取り組んでいるところです。

しかしながら、依然として新規感染者数の高止まりが続いており、国内では、感染力がさらに強いとされる新たな変異ウイルスに置き換わりが進むことが懸念されるなど、感染症の再拡大への警戒が続いている状況であり、引き続き、保健・医療提供体制の強化などに取り組む必要があります。

また、感染症の長期化により、観光業、宿泊業、飲食業、酒造業のほか、これらの業種に食材・酒類等を提供する農林水産業や酒類販売業等、県民生活を支える地域公共交通をはじめ、幅広い事業者に深刻な影響が及んでおり、県内経済の回復に向けた取組についても、更なる対策が必要となっております。

国におかれましては、本県のこのような状況を斟酌され、引き続き、万全の対策を取られるよう、対応をよろしくお願いいたします。

令和4年5月

島根県知事 **丸山達也**

島根県議会議長 **田中八洲男**

1. 命を守るための検査体制・医療提供体制の整備

- (1) 特効薬及び国産ワクチンの実用化を急ぐこと。
また、追加接種や小児への接種の必要性、変異株に対するワクチンの有効性、交差接種の有効性・安全性について、国として端的に分かりやすい情報発信を積極的に行うこと。
- (2) 感染拡大の予兆探知のためのモニタリング検査や、社会活動・経済活動の維持のために必要とされる検査等が一斉・定期に実施できるよう、検査に要する経費や民間機関を活用した検査体制の充実について、国として支援を行うこと。
- (3) 今後の新興感染症・再興感染症の感染拡大時における重症・中等症患者の受入にも対応できるよう、地方において感染症対策の中核を担う公立・公的病院等をはじめとする、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を大幅に引き上げること。
- (4) 地域の医療・福祉の提供体制を維持するため、新型コロナウイルス感染症患者の受入の有無にかかわらず、受診・利用控えにより減収が生じている医療機関、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業所や医療・福祉等従事者などへの支援について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用するなど国の責任において行うこと。
- (5) 国民健康保険の保険者努力支援制度について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保健事業の実施に影響が生じているものについては、今後も引き続き事業実績の評価に関して考慮すること。
- (6) 保育所、幼稚園及び放課後児童クラブ等においては、社会機能維持のために、密接・密集が避けられない中、子どもの安全を確保した上での事業継続が求められている。新型コロナウイルス変異株により、子どもへの感染が広がってきており、保育所等における感染症防止対策を徹底するために必要となる経費について、補助額を拡充するとともに全額国費による支援とすること。

2. 学校教育における取組への支援

- (1) 学習環境・指導環境の整備
 - ① 高等学校及び特別支援学校高等部においても、如何なる緊急事態が生じてもICTを活用した学びを保障するため、情報端末の1人1台整備に必要な財政措置を講ずること。
 - ② 端末整備後のランニングコスト、通信料、ソフトウェア等に係る経費負担について十分に財政措置すること。

- ③ 家庭にインターネット環境がない児童生徒に対し、モバイルルータの貸与や通信費等の支援を充実強化の上継続して行えるよう、必要な財源を確保すること。
- ④ 学校での授業のほか、遠隔授業においても学びの保障を担保するため、ICT活用教育に係る教員研修の充実やICT支援員の配置などICTの導入・運用に係る財政支援を拡充すること。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症に伴う児童生徒及びその保護者の不安や、感染症に起因するいじめ、偏見、ストレス等心のケアに関するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置や、相談窓口の設置に必要な財政支援を確実にを行うこと。
- ⑥ 学校や寄宿舎における児童生徒の安全を確保するため、感染拡大防止に有効な施設の整備や物品購入、健康管理に必要となる人員の確保に対し、必要な財政支援を行うこと。

3. 地域の自由度の高い財政支援制度の充実

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、都道府県が地域の実情に応じて実施する事業が幅広く対象となるよう制度の見直しを行うとともに、年度を越えて切れ目なく柔軟な執行が可能となるよう、事故繰越を含めた繰越要件の弾力化や基金積立要件など、機動的な運用や手続きの簡素化などを図ること。
- (2) 令和5年度以降においても、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に対して、地域の実情に応じて引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」など必要となる財源を措置すること。

4. 地域の経済情勢への対応

- (1) 資金繰り対策

令和3年3月末で申込みが終了した、都道府県の制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子・無担保融資について、影響が長期化することによる資金繰りの深刻化が懸念されるため、据置期間・償還期間の延長等の条件変更に伴う追加保証料の補助を実施すること。

(2) 中小・小規模事業者への支援

① 事業復活支援金について、感染症が長期化していることで、依然として多大な影響を受けている事業者に対し、再度の給付を行うこと。

また、支援額の増額や売上減少率の要件を緩和するとともに、給付要件を満たす事業者と同等の影響を受けている事業者が受給できるよう、法人税法上、法人とみなされる任意団体が対象となるよう給付対象を拡大すること。

② 「Go To イート事業」などの飲食需要喚起対策は、厳しい状況にある飲食業のみならず、燃油・飼料等の高騰に直面する農林水産業等の支援にも繋がるため、感染状況などの地域の実情を踏まえながら、十分な対策を実施すること。

③ 国の「新たなGo To トラベル事業」については、実施時期や期間など早急に詳細を示すこと。さらに県が実施する「新たなGo To トラベル事業」については、割引率を高く設定するなど、観光需要を十分に喚起できるよう効果的な支援制度とするとともに、制度の開始時期等の詳細を早急に示すこと。

(3) 雇用への支援

① 雇用調整助成金の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、幅広い事業者が厳しい状況にあるため、まん延防止等重点措置の適用の有無に関わらず、全国一律に地域特例と同等の内容を適用すること。

② 小学校・保育所等の臨時休業や子どもの感染等により、保護者が安心して休暇を取得できるよう小学校休業等対応助成金・支援金についても、制度の更なる周知や相談体制の充実、手続きの簡素化、給付の迅速化を図ること。併せて、緊急事態宣言地域・まん延防止等重点措置地域とそれ以外の地域とで異なる支給日額上限額を早急に同一とすること。

③ 雇用調整助成金の支出増加による労働保険特別会計の逼迫に伴い、令和4年度より、都道府県が行う技能検定について、若年者に対する技能検定受検料の減免措置に係る国の補助金が縮小され、また、国の「若年技能者人材育成支援等事業」の予算削減により、若年技能者や生徒に実技指導を行う熟練技能者の派遣や、児童や生徒を対象としたものづくり体験教室も縮小・休止されているが、将来の地域産業を支える若年技能者の育成・確保に影響が出ないように、技能の振興や承継に対する施策の充実を図ること。

(4) 地方路線の維持

JRの地方路線の果たしている役割が引き続き堅持されるよう、JR北海道、四国、貨物だけでなく、新型コロナの影響等により厳しい経営状況にあるJR西日本に対しても、コロナ禍を乗り切るための一定の経営支援を講じること。

(5) 農業者・漁業者の経営安定・維持に向けたセーフティネット対策の充実等

- ① コロナ禍による主食用米の需給悪化の影響を改善するには、生産者、関係団体等による取組では限界があることから、在庫の解消のための実効性のある対策を講じること。
- ② 新型コロナウイルスの流行により、農林水産物の販売が不安定になる中で、新規就農者や水田園芸などの新たな取組を行う意欲的な担い手が安心して経営できるよう、農業収入保険については、初年度分は決算見込額での加入を認めるなど、加入要件を緩和すること。
- ③ 新型コロナウイルスによる今後の影響に応じ、令和2年に農業収入保険において設けられた「新型コロナウイルス特例」の措置などについて、実施を検討すること。
また、漁業収入安定対策事業について、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、収束も見通せないことから、感染拡大の影響を受けた年の収入を補償水準の算定から除外するなどの措置を講じること。

(6) 強靱な経済構造の構築

- ① 景気を下支えし、防災・減災、国土強靱化、長寿命化対策を推進する公共事業予算を確保すること。
- ② 新型コロナウイルス感染防止対策として、公共工事の現場においてもデジタル技術を活用した非接触・リモート型の働き方に転換するなど、新たな働き方構造の構築を加速させることが求められているため、地域の建設関係業者がi-Constructionの推進に向けて取り組む設備投資に対し支援を行うこと。

5. 人権侵害や風評被害に配慮した対策の推進

- (1) 患者・家族など新型コロナウイルスと戦う方々に対する差別的扱いや誹謗中傷を防ぐため、新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種に対する正しい理解が進むよう、政府広報など引き続き必要な対応をとること。
- (2) インターネットやSNSを利用した人権侵害に当たると思われる事案等に迅速に対応するなど、法令の改正等も視野に入れ、人権侵害や風評被害に配慮した効果的な対策を講じること。

